

1. 本研修に関する実施要領

I. 実施体制

1. 研修事業の目的・構想

(1) 目的と構想

地域生活者視点で、地域包括ケアに積極的に取り組むことができる薬局・薬剤師の資質を確保するため、平成27年9月、厚生労働省の「健康情報拠点薬局（仮称）のあり方に関する検討会」がまとめた「健康サポート薬局のあり方について」の考えを踏まえ、「健康サポート薬局」に係る研修を実施することを目的とする。

本目的を踏まえ、近年、薬局勤務の薬剤師が増加していることから、勤務先企業とそこに従事する薬剤師が受講しやすい研修体制を整備する、合わせて多職種協働による地域包括ケアシステムを推進するため、市町村等と密接に連携・協力できる地域の健康サポート薬局体制を構築する。

2. 研修事業の実施機関（組織・運営）

本研修の実施機関は一般社団法人日本薬業研修センター（理事長：川島光太郎、以下、「研修センター」という）とする。

(1) 実施機関の性格

研修センターは、薬剤師、登録販売者、配置販売業者、薬局・店舗販売業等に従事する一般従事者など、広く薬業に関わる人材育成を図り、わが国の薬業界の健全な発展と成長を図るため、平成19（2007）年に設立した。

現在、登録販売者研修については厚生労働省の資質向上外部研修ガイドラインに基づき年間3万5,000人以上、その他、配置販売業並びに同従事者、薬剤師研修などを実施している。常に薬業を通し、生活者目線で、地域住民のヘルスケアニーズを満足させることができる専門家としての資質向上に努めている。

・2007年9月 法人設立、2009年6月16日 一般社団法人に名称変更

(2) 運営の責任体制

健康サポート薬局研修に関わる全ての運営に関する責任は研修センターであり、その運営責任者は研修センター理事長とする。

(3) 個人情報保護

研修センターでは、各種の研修実績により培われた個人情報保護システムを活用する。基本事項は次の通りである。

・個人情報収集の際、その目的を明示し、同意を求めるものとする。

- ・本人の同意なく第三者に個人情報を提供しないものとする。
- ・個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざん、および漏洩等を防止する対策を講じている。
- ・個人情報保護に関する法律や関連法規、およびその他の規範を遵守する。

研修センターでは法令専門家の指導を受け、独自の「個人情報保護方針」（プライバシーポリシー）を策定し、様々な職域、職能団体、企業、個人等からの研修受付を想定し、徹底した個人情報保護に対応している。同方針に基づき、適宜、受講者の個人情報保護のために継続的な改善・向上に努め、プライバシーポリシーの見直し、改定を行っている。プライバシーポリシーは研修センターのホームページに開示している。

（４）運営に関する広報

健康サポート薬局に係る研修実施要領等は、研修センターのホームページ（<http://www.yakken-ctr.jp>）に独自のサイトを公開する。それにより、研修センターが実施する他の研修等と誤認（研修修了に際して健康サポート薬局とは異なる呼称等の付与等）させるような研修受講者への案内は行わない。

（５）受講経費

①研修形式

本研修の研修形式は次の２通りとする。

A研修：研修センターが日程・会場を設定し開催する研修

B研修：企業・団体が日程・会場を設定し開催する研修※

※B研修はB研修を実施する当該企業・団体に所属する薬剤師が受講しやすくすることを目的とする。ただし、B研修の会場費、講師料等は当該企業・団体が負担する。

A・B研修ともに、募集案内は研修センターのホームページで同様に公募する。

②受講料

〔一般※〕

		A研修	B研修	B研修
			B研修を実施している企業に所属する薬剤師	B研修を実施している企業以外の企業に所属する薬剤師
受講料		10,000円	4,000円	10,000円
内訳	技能習得型研修	7,500円	3,000円	7,500円
	知識習得型研修	2,500円	1,000円	2,500円
	修了証登録・管理料	無料	無料	無料

- ※ [一般] は当研修センターの [協力団体※] 以外に所属する薬剤師
- ※ B 研修を実施する企業・団体に所属している薬剤師がB 研修を受講する場合の受講料は 4,000 円、ただし、当該薬剤師が所属する企業・団体以外が実施する B 研修を受講する場合は、A 研修の受講料（10,000 円）が適用される

〔協力団体※会員〕

		A 研修	B 研修	
			B 研修を実施している企業に所属する薬剤師	B 研修を実施している企業以外の企業に所属する薬剤師
受講料		6,000円	4,000円	6,000円
内 訳	技能習得型研修	4,500円	3,000円	4,500円
	知識習得型研修	1,500円	1,000円	1,500円
	修了証登録・管理料	無料	無料	無料

- ※ [協力団体] は、日本チェーンドラッグストア協会、一般社団法人日本薬局協励会、一般社団法人日本女性薬局経営者の会をいう。同団体は、本研修の教材作成、講師派遣、研修運営等に協力する。
- ※ B 研修を実施する企業・団体に所属している薬剤師がB 研修を受講する場合の受講料は 4,000 円、ただし、当該薬剤師が所属する企業・団体以外が実施する B 研修を受講する場合は、A 研修の受講料（6,000 円）が適用される

3. 研修事業の全体像（方針・体制等）

研修事業の方針、体制等は次の通りとする。

（1）企画決定機関

研修センター内に、教育、学術等関係者、消費者等の意見を求めるために「健康サポート薬局研修企画・運営委員会」（以下、「委員会」という）を設置する。委員会において研修要領の作成、テキストのカリキュラム内容等について協議し、本研修の実施体制の客観性と、研修カリキュラム内容の質を確保する。

検討会の構成委員は次の通りである（50 音順）。

石橋 直子（消費生活アドバイザー）

川島光太郎（一般社団法人 日本薬業研修センター 理事長、元帝京大学薬学部教授）

佐藤 聖（一般財団法人 日本ヘルスケア協会 常務理事）

平石 裕（一般社団法人 日本薬局協励会 常務理事）

福田 千晶（医学博士・健康科学アドバイザー・医師）

堀内 龍也（一般社団法人 日本病院薬剤師会 顧問、元群馬大学医学部教授）
堀 美智子（一般社団法人日本薬業研修センター医薬研究所 所長、一般社団法人日本女性薬局経営者の会理事長）
増山ゆかり（全国薬害被害者団体連絡協議会世話人（(財)いしずえ））

（２）研修事業実施上の諸規定

研修事業実施上の諸規定は実施要領に定める。

（３）研修の対象

健康サポート薬局として生活者目線で、地域住民の健康の維持・増進に貢献したいという意欲があり、かつ５年以上の実務経験がある薬剤師とする。ただし、修了証を必要としない薬剤師については、資質向上の一環として受講できるものとする。その際は、当「健康サポート薬局研修」の修了証は交付せず、別途、受講証を発行する。

（４）実施要領の作成

実施要領の作成に当たっては、研修センター内に設置されている委員会で検討し、研修内容の客観性と、地域住民、生活者視点を重視した研修内容と体制を確保する。

（５）研修の事後評価体制

健康サポート薬局研修の実施後、委員会において研修内容の事後評価を行い、次回の研修計画にフィードバックする。

（６）受講者の意見聴取

健康サポート薬局研修の終了にあたり、受講者への研修運営、研修内容等に関する感想、クレーム、次回研修したい内容等のアンケート調査を行い、その調査結果を委員会で検証し、厚生労働省医薬・生活衛生局長通知「健康サポート薬局に係る研修実施要綱について」（平成 28 年 2 月 12 日）の範囲内で次回研修内容の作成等にフィードバックする。

アンケートは技能取得型が終了時に、通信研修は全講座終了時にそれぞれ実施する。アンケート内容は主に次の項目に分けて作成する。

1. テキスト関連（内容の質、誤字・脱字等）
2. 今後研修したい内容（最新情報、制度改正等）
3. 運営関連（会場、空調、音響、講師の質等）

クレーム対応窓口は研修センター事務局内に設置する。クレーム窓口はアンケートの他、電話、eメール、FAX等にも対応する。

クレームの対応方針は、基本的に誤字脱字等は速やかに正誤表、改訂版を作成し、受講者並びに修了者に伝達する。その他、テキスト内容について、今後研修したい内容、運営関連は、企画・運営委員会委員に諮り、適正に処置するものとする。

(7) 記録の保存

健康サポート薬局研修事業及び研修参加者に関する記録は、全て電子データ又は紙媒体で研修センター内に10年間保管する。

(8) 共同運営

該当なし。

II. 研修内容

1. 研修制度の実施内容

(1) 研修項目

[技能習得型研修]

- ①健康サポート薬局の基本理念
- ②薬局利用者の状態把握と対応
- ③地域包括ケアシステムにおける多職種連携と薬剤師の対応

[知識習得型研修]

- ①地域住民の健康維持・増進
- ②要指導医薬品等概説
- ③健康食品、食品
- ④禁煙支援
- ⑤認知症対策
- ⑥感染対策
- ⑦衛生用品、介護用品等
- ⑧薬物乱用防止
- ⑨公衆衛生
- ⑩地域包括ケアシステムにおける先進的な取組事例
- ⑪コミュニケーション力の向上

(2) 学ぶべき事項

[技能習得型研修]

- ①健康サポート薬局の概要（理念、各種施策・制度、背景等）

- ②健康サポート薬局のあるべき姿に関する演習
- ③薬局利用者の相談内容から適切に情報を収集し、状態、状況を把握するための演習
- ④薬局利用者の状態、状況に合わせた適切な対応を行うための演習
- ⑤地域包括ケアシステムにおける当該地域の医療・保健・介護・福祉の資源と役割の現状
- ⑥地域包括ケアシステムの中で健康サポート薬局としての役割を発揮するための各職種・機関との連携に関する演習

[知識習得型研修]

- ①健康増進施策の概要（健康日本 21、国民健康・栄養調査の概要等）
- ②健康診断の概要（がん検診、特定健康診断を含む）
- ③健康づくりの基準の概要（「健康づくりのための身体活動基準 2013」、「健康づくりのための睡眠指針 2014」、「食生活指針」、「食事バランスガイド」、「国民生活基礎調査」等）
- ④薬局、医薬品販売業及び医療機器販売業並びに医薬品等の取扱いに関する「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」の規定
- ⑤要指導医薬品等の基本的な薬効群を中心とした代表的な製剤の成分、効能効果、副作用、用法用量、使用方法（お薬手帳の活用を含む）等
- ⑥薬局利用者の個々の訴え別に、適切に情報を収集し状態、状況を把握するための知識（病態生理学、薬理学等）
- ⑦要指導医薬品等に関する情報収集の方法（PMDA メディナビ等）
- ⑧特別用途食品及び保健機能食品並びに機能性表示食品制度の概要
- ⑨健康食品による有害作用並びに食品及び健康食品と医薬品の相互作用
- ⑩健康食品の最新情報
- ⑪健康食品に関する適正使用と情報提供
- ⑫健康食品、食品の情報収集・評価の手法
- ⑬喫煙の健康影響（症状、疾患等）
- ⑭薬剤師が行う禁煙支援の方法
- ⑮禁煙の薬物治療
- ⑯認知症関連施策（認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）等）の概要及び薬剤師の役割
- ⑰認知症の早期発見・早期対応に関する薬剤師の取組
- ⑱認知症の薬物治療
- ⑲標準予防策の概要
- ⑳季節ごとに流行する代表的な感染症の病態、感染経路、予防方法

- ⑲流行している感染症情報の収集方法
- ⑳代表的な予防接種の意義と方法
- ㉑代表的な消毒薬の使用方法（用途、使用濃度及び調製時の注意点）
- ㉒衛生材料・介護用品の製品知識、取扱い方法
- ㉓衛生材料・介護用品に関する情報収集の方法
- ㉔介護保険サービスにおける介護用品の提供方法
- ㉕依存性のある主な薬物、化学物質（飲酒含む）の摂取による健康影響
- ㉖覚醒剤、大麻、あへん、指定薬物等の乱用防止に係る法律の規定
- ㉗薬物等の依存・乱用防止、過量服薬対策や自殺防止における薬剤師の役割
- ㉘地域における精神・福祉・保健センターの役割
- ㉙日用品などに含まれる化学物質とその危険性の摂取による健康影響
- ㉚誤飲や誤食による中毒の対応
- ㉛学校薬剤師の位置づけと業務
- ㉜食中毒の原因となる細菌・ウイルス、自然毒、原因物質、症状、対応方法
- ㉝地域包括ケアシステムの概要（理念、各種施策・制度、背景等）
- ㉞地域包括ケアシステムにおける先進的な取組の現状
- ㉟来局者への対応、相談対応等の接遇

（３）研修形態

技能習得型研修：講義及び演習により行う。演習は参加型（グループ討議形式など）で実施する（知識習得型研修概要参照）。

知識習得型研修：eラーニングとする。

eラーニングはPDF形式のテキスト学習と確認試験とする。

（４）達成目標

〔技能習得型研修〕

- ①健康サポート薬局の社会的な位置付けを説明できる。
- ②健康サポート薬局の社会的ニーズを的確に把握でき、健康サポート薬局及び薬剤師のあるべき姿に向けて努力することができる。
- ③薬局利用者との対話により収集した情報や身体所見などに基づき、薬局利用者の状態、状況を把握することができる。
- ④薬局利用者の相談内容から薬局利用者のニーズをくみ取り、解決策を提案することができる。
- ⑤薬局利用者の状態、状況に合わせた適切な対応（かかりつけ医や医療機関への受診勧奨、要指導医薬品等の推奨、生活習慣の改善のための助言、適切な対応先の紹介等）を判断し、実践できる。

- ⑥相談対応後のフォローアップができる。
- ⑦地域包括ケアシステムにおける当該地域の医療・保健・介護・福祉の資源と役割の現状について、地域住民の目線でわかりやすく説明できる。
- ⑧薬局利用者から健康の保持・増進に関する相談等を受けた際、適切な職種・機関へ紹介することができる。
- ⑨地域包括ケアシステムの中で各職種・機関と連携した対応を行うことができる。

[知識習得型研修]

- ①健康増進施策の概要について、住民の目線でわかりやすく説明できる。
- ②健康診断の概要について、住民の目線でわかりやすく説明できる。
- ③健康診断の受診が必要な薬局利用者を発見した際に、適切な対応（かかりつけ医や医療機関への受診勧奨、適切な対応先の紹介）を判断し、実践できる。
- ④健康づくりの基準の概要について、住民の目線でわかりやすく説明できる。
- ⑤薬局、医薬品販売業及び医療機器販売業並びに医薬品等の取扱いに関する「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」の規定について、住民の目線でわかりやすく説明でき、住民の理解を得ることができる。
- ⑥要指導医薬品等の基本的な薬効群を中心とした代表的な製剤の成分、効能効果、副作用、用法用量、使用方法（お薬手帳の活用を含む。）等について熟知し、地域住民が適切に使用できるように提供・指導できる。
- ⑦要指導医薬品等の重篤な副作用の早期発見や認められた場合の対応について、地域住民にわかりやすく説明できる。
- ⑧薬局利用者の状態に合わせた適切な対応（かかりつけ医や医療機関への受診勧奨、要指導医薬品等の推奨、生活習慣の改善のための助言、適切な対応先の紹介等）を判断し、実践できる。
- ⑨新しく販売された要指導医薬品等について、住民の目線でわかりやすく説明できる。
- ⑩特別用途食品及び保健機能食品並びに機能性表示食品制度について、説明できる。
- ⑪健康食品による有害作用並びに食品及び健康食品と医薬品の相互作用について、地域住民の目線でわかりやすく説明できる。
- ⑫健康食品の最新情報を含め健康食品に関する適正使用と情報提供について、地域住民の目線でわかりやすく説明できる。
- ⑬健康食品、食品の情報収集・評価の手法について、地域住民の目線でわかりやすく説明できる。
- ⑭喫煙による健康影響（喫煙による症状、疾病への影響）や医薬品との相互作用を薬学的な観点から説明できる。
- ⑮喫煙者に対し、禁煙へ向けた適切な対応（助言による禁煙誘導等）や禁煙支援（禁

- 煙補助剤の適正使用等)を行うことができる。
- ⑯認知症関連施策及び薬剤師の役割を説明できる。
 - ⑰認知症の疑いがある薬局利用者を発見した際に、適切な対応（かかりつけ医や医療機関への受診勧奨、適切な対応先の紹介）を判断し、実践できる。
 - ⑱認知症の薬物治療について理解し、実践できる。
 - ⑲標準予防策を実践できる。
 - ⑳流行している代表的な感染症の病態、感染経路、予防方法について、住民の目線でわかりやすく説明できる。
 - ㉑代表的な予防接種の意義と方法について、住民の目線でわかりやすく説明できる。
 - ㉒代表的な消毒薬の使用方法について、住民の目線でわかりやすく説明できる。
 - ㉓衛生材料・介護用品の製品知識、取扱い方法について熟知し、地域住民が適切に使用できるように提供・指導できる。
 - ㉔ニーズの高い衛生材料・介護用品について、住民の目線でわかりやすく説明できる。
 - ㉕衛生材料・介護用品を必要とする薬局利用者へ、適切な対応（衛生材料・介護用品の供給・提供、適切な行政サービス等の紹介）を判断し、実践できる。
 - ㉖依存性のある薬物等やその規制について説明することができる
 - ㉗薬物乱用、医薬品の不適正使用のおそれ等の相談を受けた際に、適切な対応（地域の支援策や支援の仕組みの説明、適切な行政の支援事業等の対応先の紹介）を判断し、実践できる。
 - ㉘日用品などに含まれる化学物質による健康影響を薬学的な観点から説明できる。
 - ㉙日用品に含まれる化学物質の危険性から回避するための方法を住民の目線でわかりやすく説明できる。
 - ㉚誤飲や誤食による中毒に対して住民の目線でわかりやすく助言できる。
 - ㉛学校薬剤師の役割と活動を説明できる。
 - ㉜食中毒の原因となる細菌・ウイルス、自然毒、原因物質、症状、対応方法について、住民の目線でわかりやすく説明できる。
 - ㉝地域包括ケアシステム及び地域包括支援センターの役割を地域住民の目線でわかりやすく説明できる。
 - ㉞地域包括ケアシステムにおける当該先進的な取組について、地域住民の目線でわかりやすく説明できる。
 - ㉟薬や健康に関する気軽に安心できる相談相手として、相談者の気持ちを配慮した対応を行い薬局利用者や地域住民、他職種の人々と良好な信頼関係を築くため、専門職として適切なコミュニケーションがとれる。

(5) 到達度評価

受講者の達成度評価は次の通りとする。

①技能習得型研修

〔講師による到達度評価〕

ビデオによる講義または講師による講義と、グループ討議を通して、レポートまたはグループごとの発表（全体発表）を行い、その内容が当該プログラムの学ぶべき内容、達成目標に達しているかを基準とし、講師が到達度評価表を以って達成度を評価する。

〔監査員による評価〕

研修センターから委嘱された監査員は、当該研修が厚生労働省の「健康サポート薬局に係る研修実施要綱について（通知）」に基づき適切に実施されたかを監査（監督・検査）し、別途定める「健康サポート薬局研修 実施監査報告書」に基づき、研修センターに報告する。なお、監査員の募集要項は別に定める。

②知識習得型研修

eラーニングで学習し、項目ごと（13講座）に確認試験を行い、各70%以上の正答率がないと次の項目に進めないシステムを導入し、13講座全て70%以上の正答率を達成した者に対し、学ぶべき事項とその達成目標を達成したものと評価する。

(6) 研修時間

研修時間は技能習得型研修8時間、知識習得型研修22時間とする。

時間配分については技能習得型研修プログラム、知識習得型研修プログラム参照。

(7) テキスト、教材等

各研修項目のテキストを作成する。

技能習得型研修は講義用のテキストと、演習の仕方、討論のテーマ、討論の心構え、レポート用紙等のグループディスカッション用テキストの小冊子を受講者に配布する。

知識習得型研修はeラーニング用のテキストのみとし、ホームページで閲覧、印刷できるようにする。

各テキスト作成にあたっては厚生労働省医薬・生活衛生局長通知「健康サポート薬局に係る研修実施要綱について」（平成28年2月12日）の別紙1、別紙2をもとに、委員会で検討し、その内容をもとに研修センター内に常設する健康サポート薬局研修教材作成委員会でテキスト原稿を作成し、委員会で了解を得る。

教材作成委員会の構成員は次の通り。

今泉真知子（有限会社 丈夫屋 顧問）

岡田 洋介（一般社団法人 日本薬業研修センター 講師）
川島光太郎（一般社団法人 日本薬業研修センター理事長、元帝京大学薬学部教授）
金子 大亮（一般社団法人 日本薬業研修センター 講師）
木村 隆次（有限会社 プロマックス代表取締役）
高橋伊津美（一般社団法人 日本薬業研修センター 講師、元 昭和大学講師）
筑波 純（一般社団法人 日本薬業研修センター講師、元埼玉県（行政薬剤師））
半谷 眞七子（名城大学薬学部 准教授）
平石 裕（一般社団法人 日本薬局協励会 常務理事）
藤崎 隆（一般社団法人 日本薬業研修センター 講師）
福田 千晶（医学博士・健康科学アドバイザー・医師）
堀 美智子（一般社団法人日本薬業研修センター医薬研究所 所長、一般社団法人日本女性薬局経営者の会理事長）

（８）研修の実施場所、環境条件

研修の実施場所は受講者に合わせて、環境、設備等を考慮し、研修センター並びに委員会で適切な研修場所を確保する。実施場所の設置条件は次の通りとする。なお、B研修を実施する際も、当該企業・団体は、この設置条件の基準を遵守する。

- ・音響、照明、空調、プロジェクター対応など、一定設備が整備されていること。
- ・受講者と講師の間に柱など、遮る設備がないこと。
- ・参加人数を十分収容できる会場であること。
- ・交通の便が悪い、駐車場がないなど、受講者に著しい不便をかけないこと

（９）講師の選定

講師は実施する研修内容に関する専門知識、経験等を考慮して、委員会並びに健康サポート薬局研修教材作成委員会にて選定する。

Ⅲ．研修修了証

１．研修修了証の発行体制

（１）研修修了証の発行適否評価体制

研修受講者が以下の全てに該当することを委員会に諮り、修了証発行の透明性と客観性を確保し、研修受講者に交付する体制を確保する。

- ①全ての技能習得型研修および知識習得型研修を修了した者
- ②薬局において、薬剤師として5年以上の実務経験がある者

※実務経験5年以上の証明は履歴書（要署名・捺印）の提出を以って確認する。

(2) 研修受講記録の方法

研修センター事務局内（個人情報対応チーム）に研修受講者氏名、薬剤師名簿登録番号、生年月日、研修受講会場、研修受講項目、研修登録番号、受講日、地域包括ケア研修都道府県名を電子媒体等に記録保存する。研修記録の保存期間は研修終了後10年間とする。

(3) その他の修了の要件

本研修は受講や研修修了のための要件に特定団体への加入等は一切、求めない。また特定団体の他の研修広告、資格研修等の勧誘は一切行わない。

(4) 修了証の発行料

修了証の発行料は、修了証発行手続き終了後、受講者各自がネットから修了証をダウンロードする場合に限り無料とする。ただし、紙媒体の修了証の作成を希望する場合は、1枚500円で作成し、郵送する。更新時の修了証の発行料も同様とする。

(5) 研修修了証の有効期間、再履修の規定

研修修了証の有効期間、再履修の規定は次の通りとする。

①研修修了証は、発行から6年間に限り有効なものとし、有効期間の2年前から有効期限の間に研修を再履修した場合には、研修修了証の有効期限を6年間延長できるものとする。

②一度、研修修了証（無効である研修修了証を除く）を受けた薬剤師に対して、技能習得型研修の研修科目「地域包括ケアシステムにおける多職種連携と薬剤師の対応」のみの受講で修了証を再発行するが、その他の研修内容についても再履修を促すこととする。

③再履修の受講料は次の通りとする。

ただし、本受講料は、技能習得型研修Ⅲ「地域包括ケアシステムにおける多職種連携と薬剤師の対応」のみの受講料とする。

〔一般〕 A研修 2,800円 B研修 1,200円※

〔協力団体〕 A研修 1,600円 B研修 1,200円

〔B研修を実施する企業・団体に所属する薬剤師〕

〔一般〕 A研修 2,800円 B研修 1,200円

〔協力団体〕 A研修 1,600円 B研修 1,200円

※一般の方でも、当該受講者が勤務または所属する企業・団体がB研修を実施する場合は1,200円になります。

なお、その他の再履修の受講料はI-2-(5)の受講経費と同様とする。

(6) 研修修了証の記載事項

研修修了証の記載事項は次の通りとする。

- ①研修修了者の氏名、生年月日
- ②研修実施機関の名称
- ③研修修了証の発行日
- ④研修修了証の再発行の際は、最初の研修修了証の発行日及び再発行日
- ⑤研修修了証の有効期限

(7) 研修修了取消し条件

研修会への参加申し込み、研修会への参加、eラーニングの受講等において不正行為があった場合や、薬剤師の資格を失った者等、薬事に欠格条項（医薬品医療機器等法第5条第三号イからへ）に該当することが発覚した場合は、直ちに研修修了証の発行を取り消すこととする。

平成 28 年 12 月 20 日 制定